



注) ここに示される計画は概略のものであり、詳細計画の際には変動があり得る。

図-7.2(1) 洞窟位置及び保全計画平面図

① B洞窟の保全対策

B洞窟は、飛行場の制限表面を確保する必要から切土をせざるを得ない位置にあり、切土工事のため、洞口が拡大し、切土法面に開口した洞口が現れる。

小型コウモリ類が出入りするためには、洞口周辺が、樹木に覆われ、洞口に日光が射し込まないようにすることが必要であるが、改変後の切土法面においては、制限表面を確保する必要から樹木を植えることは出来ない。このため、当該洞口は閉鎖し、採餌場や移動経路として創出する緑地に新たに洞口を設ける。



注) ここに示される計画は概略のものであり、詳細計画の際には変動があり得る。

図-7.2(2) B洞窟の保全対策